

第 10 回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議 会議録（要旨）

1 日 時 平成 24 年 3 月 16 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時

2 場 所 大阪市役所 地下 1 階 第 11 共通会議室

3 出席者 (委員) 阪井座長、細見副座長、小野委員、松下委員
(大阪市) 杉本市民局長、村上市民局理事、飯田人権室長
荻野教育委員会教育次長、藪本健康福祉局生活福祉部長
ほか

4 議 題 地対財特法期限後の事業等の見直しの進捗状況について

5 議事要旨

○議題の 1 として、市側より資料に基づき、一昨年の第 8 回見直し監理委員会において見直しを完了した後、債権回収など継続して進捗管理を行ってきた課題について、最初に、「高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理」「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」「共同浴場等に係る市有財産の有償化」の取り組み状況について、それぞれ報告、説明し、その後引き続いて、「大阪府地域支援人権金融公社貸付金」「部落解放消費生活協同組合貸付金」「同和更生生業資金貸付金」の取り組み状況について報告、説明した。

- ・ 「高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理」については、第 8 回見直し監理委員会において確認いただいた債権処理方策の方向性に沿って、平成 22 年 11 月に関係条例・規則を施行するとともに、平成 23 年 4 月には、高校・大学奨学金の債権管理を統一的に行う体制を整備し、適切かつ確実な債権管理・債権回収に取り組んできた。その結果、返還免除対象者の約 8 割、返還免除非対象者の約 5 割の方について申請手続が完了し、債権総額では当初よりおよそ 2 割の償却を完了した。

今後、長期にわたる債権管理・回収の取組みについて、引き続き関係者のプライバシーに十分に配慮しつつ、丁寧な説明により理解と協力を得ながら、奨学金の債権の保全、管理及び回収に努めてまいる。

また、債権の処理状況については、大阪市監査委員への報告のほか大阪市債権回収対策会議への報告・審議の結果を市民に公表することになる。

- ・ 「未利用地等の管理及び駐車場の管理運営」について、平成 22 年度末をもって大阪市民人権協会への管理委託を全て終了しており、管理委託を終了した未利用地 44 件のうち 36 件は売却を検討し、残りの 8 件は事業化の予定となっている。

今後は、大阪市未利用地活用方針に沿って、精力的に未利用地の売却または事業化の作業を進めてまいる。また、その進捗状況は「活用方針」に基づき、ホームページ等により公表していく。

- ・ 「共同浴場等に係る市有財産の有償化」に関して、共同浴場 13 か所、理髪館 1 か所

の計 14 か所のうち、12 か所を有償化予定、2 か所を利用廃止予定として取り組んできた。

その結果、8 か所が有償譲渡もしくは有償貸付により有償化しており、残りの 4 か所はすでに利用を廃止し、2 か所は近く廃止を予定している。

有償貸付した共同浴場については、引き続き適正な管理を行うとともに、利用廃止した共同浴場は、本市の「未利用地活用方針」により処分してまいる。

- ・ 「大阪府地域支援人権金融公社貸付金」については、平成 3 年度から計画的に返済を受けてきており、平成 24 年度以降の返済計画を平成 23 年度中に策定することとしていたが、平成 22 年度末に完済までの返済計画を明記した準消費貸借契約書を、本市と公社の間で締結した。

今後は、本契約書に基づき、引き続き貸付金の完済に向けて計画的な返済を受けていく。

- ・ 「部落解放消費生活協同組合貸付金」については、平成 17 年度に返済計画を明記した確認書を本市と「生協」との間で締結しており、現在、計画的に返済を受けている。
今後とも確認書に基づき、貸付金の完済に向けて計画的に返済を求めている。
- ・ 「同和更生生業資金貸付金」については、平成 5 年度末に事業を廃止し、これまで債権管理簿の整備等による適正な債権管理や居所判明者への債権回収に取り組んできた。

事業廃止から長期間経過しており、回収が困難な債権については大阪府とも連携しながら適性に債権処理するとともに、居所判明者には引き続き厳正な債権回収に努めてまいる。

○委員からのおもな意見は次のとおり

(高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理について)

- ・ 奨学金の債権処理の問題は、今後も長期にわたり、苦勞もあるかと思うが、今後とも人権上の問題が起きないように丁寧な説明と対応に心がけていただきたい。
- ・ 返還免除対象者の方からの申請書受理の割合が少ないのはなぜか。また債権処理の今後の進め方にかかわって、今後どのくらいで見通しがつくのか。
- ・ 役所から届けられる文書を理解して対応することが難しい年代の方もいるかと思うが、どのように対応されているのか。

(未利用地等の管理及び駐車場の管理運営について)

- ・ 管理委託が終了した個々の土地の管理が各局となり、売却なり事業化していくということだが、全体的な状況が分かりにくくなるのではないか。

(共同浴場等に係る市有財産の有償化について)

- ・ 共同浴場の有償貸付先として NPO などとなっているが、まちづくりの中で浴場の運営をやってみたいという動きなのか。

(その他の質問、意見など)

- ・ 土地の問題では PT などにより統括されとの話だが、債権回収については、どこかの部局で統括されることになるのか。

- これまでこの会議で課題を洗い出し、その結果をホームページで公開し、透明化を踏ってきた。この会議が今年度で終了するが、今後再発防止の観点からも、何らかの透明性を確保することが必要だと思う。
- 継続した問題についても地道に取り組んでいると思うが、今後も一層関係局による自発的な取り組みをしていただきたい。また、これまでいろいろ苦勞があったと思うが、今後二度と同じような問題を起こさないよう、これまでの取り組みを踏まえ、教訓を残していただきたい。
- 同和問題は時代にあわせて質的に変わり、解決へのアプローチの仕方も変わっていくことを念頭に見直しに取り組んできたと思うが、これまでの粘り強い取り組みを行政経験としてぜひ残して欲しい、後世に伝えていっていただきたい。また、大きな時代の変化にネット社会の拡がりがあるが、ネット社会で人権上の問題に配慮する、人権問題を後戻りさせずにどう保護していくかが大事であり、その点に注意して取り組んでいただきたい。

○ 市側からのおもな回答は次のとおり

(高等学校等奨学金及び大学奨学金の債権処理について)

- 人権上の問題が起こらないよう最大限の配慮を行っていく。
- 返還免除対象者からの申請書受理の割合が少ないのは、もともと奨学金を借りられるときに返済しなくてもよいとの前提で借りられ、今回の条例により返還していただくことになったが、そのことを十分に理解いただけていないことにあると考えている。また、先の見通しであるが、返還又は返還免除の手続きの繰り返しとなり、最長 20 年はかかることになる。
- 手続き書類はできるだけ分かりやすいものとしており、連絡があれば直接説明に伺うよう対応している。

(未利用地等の管理及び駐車場の管理運営について)

- 管理委託が終了した未利用地は、「大阪市未利用地活用方針」により全市的に管理している。

(共同浴場等に係る市有財産の有償化について)

- 有償貸付先の法人には地域振興や福祉活動に取り組む法人があり、地域に根ざした活動を考えていただいていると思う。

(その他の質問、意見など)

- 債権の管理については、税や国民保険料など一定の要件のものは財政局で一括して取扱っているが、小額の債券や経過のあるものは所管局で管理していくことになる。
- 今後とも徹底した情報公開による透明性の確保が必要であり、市民局において進捗監視しながら透明性の確保を図ってまいる。

- 続いて、議題 2 として、「見直し監理会議」の終了についての提案がなされ、座長を含む 4 名の委員全員が同意し、平成 24 年 3 月末をもって「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」の終了が了承された。

6 会議資料

資料1 高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理について

資料2 未利用地等の管理および駐車場の管理運営

資料3 共同浴場等に係る市有財産の有償化について

資料4－1 (財)大阪府地域支援人権金融公社に対する貸付金について

資料4－2 部落解放消費生活協同組合に対する貸付金について

資料4－3 同和更生生業資金貸付金について

資料5 地对財特法期限後の事業等の見直しの結果(22年3月)

7 問い合わせ先

大阪市市民局市民部総務課(総務グループ)

電話:06-6208-7315

FAX:06-6202-7073

e-mail:ca0001@city.osaka.lg.jp